

流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定 に係るパブリックコメント手続実施要領

1. 件名

流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に係るパブリックコメント手続

2. 目的

本要領は、流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に当たり、流山市市民参加条例第6条第1項第2号の規定によるパブリックコメント手続として、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、計画の改定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するものです。

3. 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成27年9月に、「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「市行動計画」という。）を策定し、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるように、国・県、関係機関等と連携・協力し、発生段階に応じた行動を定め、市の対策を講じてきました。新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国及び県の行動計画が改定されたことに伴い、本市でも「市行動計画」を改定します。

4. 計画の概要

市行動計画は、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために、7つの対策項目（①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④ワクチン、⑤保健、⑥物資、⑦市民生活・市民経済）を掲げ、それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市の対策を講じています。

5. 計画について

流山市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

6. 意見を提出できる者

- （1）市内に住所を有する者
- （2）市内に事務所又は事業所を有する者
- （3）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- （4）市内に存する学校に在学する者

7. 意見の募集期間

令和7年11月20日(木)から令和7年12月19日(金)まで 【必着】

8. 閲覧及び公表

(1) 閲覧場所

健康増進課（保健センター）、市役所情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各公民館、各図書館、生涯学習センター（流山エルズ）、各福祉会館、ケアセンター（地域福祉センター）

(2) 公表場所

市ホームページ

9. 意見の提出方法

別紙様式（任意様式可）に、住所、事務所又は事業所若しくは学校の名称（6.（2）から（4）までに該当する場合）、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メール、ちば電子申請サービスによる提出又は直接書面を持参してください。

10. その他

（1）意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はいたしません。

（2）電話又は口頭による意見は、意見として扱いません。

11. 問い合わせ先及び提出先

〒270-0121

流山市西初石4丁目1433番地の1

流山市役所 健康福祉部 健康増進課 保健予防係

電話 04（7154）0331

FAX 04（7155）5949

電子メール hokensuishin@city.nagareyama.chiba.jp